

商業登記法

1. 商業登記法とはどのような法律ですか。また、商業登記の意義は何ですか。

商業登記法は、商法、会社法その他の法律の規定による登記すべき事項とその手続について定めた法律です。

商業登記制度は、会社等の商人に関する一定の事項を広く公示する制度であり、これによって、取引の相手方にその商人に関する重要な情報を与え、それによって商取引の安全を図る制度です(商業登記法1条参照)。

2 商業登記簿にはどのようなものがありますか。

- ① 商号登記簿
- ② 未成年者登記簿
- ③ 後見人登記簿
- ④ 支配人登記簿
- ⑤ 株式会社登記簿
- ⑦ 合名会社登記簿
- ⑧ 合資会社登記簿
- ⑨ 合同会社登記簿
- ⑩ 外国会社登記簿

3 株式会社登記簿はどのような構成になっていますか。

商号区、目的区、株式・資本区、役員区などの各区に区分されています。

4 株式会社の登記の登記事項は何ですか。

会社法911条3項各号に規定されており、次のようなものがあります。

- ① 商号
- ② 本店の所在場所

- ③ 公告の方法
- ④ 目的
- ⑤ 発行可能株式総数
- ⑥ 発行済株式総数
- ⑦ 資本金の額
- ⑧ 株式の内容
- ⑨ 取締役の氏名
- ⑩ 会計参与の氏名又は名称
- ⑪ 代表取締役の氏名及び住所

5 当事者申請主義とは何ですか

当事者申請主義とは、商業登記の手続が原則として当事者の申請又は官庁の嘱託に基づいてのみ開始されることをいいます（商業登記法14条）。

当事者とは、個人商人及び会社自体を指すが、会社の場合には、会社の代表者が登記の申請をすべきとされています。

6 登記の申請はどのようにして行いますか。

登記の申請は、原則として書面で行わなければなりません。

7 申請書には何を書かなければなりませんか。

申請書の記載事項は、商業登記法17条2項各号の事項で、たとえば次のような事項があります。

- ① 登記の事由
- ② 登記すべき事項
- ③ 登録免許税の額
- ④ 登記所の表示

8 登記の申請に際しては申請書を提出するだけでよいのですか

申請に際しては、必要に応じて申請書に一定の書面（添付書面）を添付しなければなりません。また、登録免許税の納付も必要です。

9 登記の真正を担保するために、どのような仕組みがありますか

8で述べた申請書に添付書面を添付させることにより、また登記の申請書に押印すべき者に予め印鑑を提出させることによって虚偽の登記の出現を防止します。

10. 会社が成立するのはいつの時点か。

会社は登記によって成立します（会社法49条等）。登記が成立要件です。

商業登記法

全体構造

問題

正しい場合には○を、誤っている場合には×を_____部分に記入しなさい。

問1

会社に支配人を置いた場合には、支配人の登記をしなければならず、支配人登記簿にその登記がなされる。

問2

株式会社において支店を設けたときは、その所在地を登記しなければならない。

問3

取締役の氏名は登記事項であるが、その住所は登記事項ではない。

問4

成年後見人について、後見人の登記をされている場合において、被後見人について後見開始の審判が取り消された場合には、職権で後見人の登記の消滅の登記がされる。

問5

登記の申請は、申請書を登記所に提出してしなければならないが、申請書を郵送によって提出することができる。

問6

申請書に申請人が署名した場合には、押印することを要しない。

問7

申請書には、登記所の表示や申請年月日のほか、納付すべき登録免許税額も記載しなければならない。

問8

書面で申請する場合に添付すべき株主総会議事録が電磁的記録で作成されているときでも、当該電磁的記録を申請書に添付するのではなく、当該電磁的記録の内容を書面に記載したものを添付しなければならない。

問9

登記の申請書に押印すべき者は、申請をする日の前日までに登記所に印鑑を提出しなければならない。

問10

登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出するには、提出する印鑑を明らかにした書面に押印した印鑑について、市区町村長の証明書を添付しなければならない。

商業登記法

全体構造

解説

問1

会社に支配人を置いた場合には、支配人の登記をしなければならず、支配人登記簿にその登記がなされる。

× 会社の支配人の登記は、会社の登記簿にする（商登法44条1項）。

問2

株式会社において支店を設けえたときは、その所在地を登記しなければならない。

× 支店の所在場所が登記事項である（会社法911条3項3号）。

問3

取締役の氏名は登記事項であるが、その住所は登記事項ではない。

○ 取締役は、氏名のみが登記事項である（会社法911条3項13号）。

問4

成年後見人について、後見人の登記をされている場合において、被後見人について後見開始の審判が取り消された場合には、職権で後見人の登記の消滅の登記がされる。

× 被後見人について後見開始の審判が取り消された場合の後見人の消滅の登記も原則どおり申請によってしなければならない（商登法14条）。

問5

登記の申請は、申請書を登記所に提出してしなければならないが、申請書を郵送によって提出することができる。

○ 申請書の提出方法について特段の制限はない。

問6

申請書に申請人が署名した場合には、押印することを要しない。

× 申請書には、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない（商登法17条2項）。署名した場合でも押印を要する。

問7

申請書には、登記所の表示や申請年月日のほか、納付すべき登録免許税額も記載しなければならない。

○ 登記所の表示、年月日、登録免許税額はいずれも申請書の記載事項である（商登法17条2項6号、7号）。

問8

書面で申請する場合に添付すべき株主総会議事録が電磁的記録で作成されているときでも、当該電磁的記録を申請書に添付するのではなく、当該電磁的記録の内容を書面に記載したものを添付しなければならない。

- × 書面で申請する場合に添付すべき株主総会議事録が電磁的記録で作成されているときでも、当該電磁的記録を申請書に添付しなければならない（商登法19条の2）。

問9

登記の申請書に押印すべき者は、申請をする日の前日までに登記所に印鑑を提出しなければならない。

- × 登記の申請書に押印すべき者、あらかじめ、印鑑を登記所に提出しなければならない（商登法20条1項）が、登記の申請と同時でもよい。

問10

登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出するには、提出する印鑑を明らかにした書面に押印した印鑑について、市区町村長の証明書を添付しなければならない。

- 印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならない（規則9条1項）、登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合には、当該書面に押印した印鑑について、市区町村長の証明書を添付しなければならない（規則9条4項1号）。